

令和6年6月10日

愛媛県知事

中 村 時 広 様

愛媛県職業能力開発協会
会長 米 田 剛



技能向上対策費補助金（愛媛県職業能力開発協会費）の 予算編成等に係る要望について

全国規模で生産年齢人口の減少が続く中、若年者の産業人材の確保と育成が喫緊の課題とされる本県にとりましては、職業に必要な技能や知識を習得させることにより、労働者の職業能力を開発し、向上させるための職業訓練の充実と合わせて、一定の基準に基づき職業能力を公証する国家技能検定制度の適正な運営が必要とされています。

本県における技能検定は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の定めにより、厚生労働大臣が定める実施計画に従って、貴職が自治事務として処理され、その業務の一部を愛媛県職業能力開発協会（以下「本協会」という。）に行わせることができます。

のことから、技能検定制度の運営に当たっては、厚生労働省及び貴県において、技能検定の実施に係る基本的な方針及び具体的な実施方法が明示され、その指導監督の下で本協会が業務執行の一端を担わせて頂いているところですが、若年者の産業人材の定着に向けて、同検定制度を受検する労働者をより広範囲にわたって確保していくためには、広く労働者に向けて受検需要の喚起を行うとともに、貴県において技能検定に要する経費が必要かつ十分に措置されることが前提になると考えています。

しかしながら、令和4年度以降の物価高騰（消費者物価指数及び国内企業物価指数の大幅な上昇）が、技能検定に欠かせない設備・資材の確保及び検定機器の整備・調達に深刻な影響を及ぼしていることに加え、全国水準に応じて改定が求められる技能検定委員等への報酬及び毎年度県人勧アップ等に準じて処遇改善が図られるべき職員らの人物費を含めた本協会への補助金が、貴県における歳出予算削減枠内に留め置かれていることなどから、本協会においては、技能検定制度を維持するための必要最小限度の経費が充足されておりません。とりわけ、日本人向けの一部の職種においては、受検者数の低迷もあって技能検定の実施に要する費用が手数料収入を大幅に上回る歳入不足が常態化しております。

こうした中、厚生労働省においては、令和6年度の技能検定手数料の単価や若年者の対応に係る見直しについて、一時はその概案が示されたものの、その後「先送り」とさ

れしたことから、貴県における令和7年度予算編成に向けて、次のような対策を講じてくださるよう要望いたします。

記

- 1 国の現行手数料は、令和3年度以前の収支がベースとなっており、急激な物価・賃金の上昇分が全く反映されていないため、技能検定制度を司る国の責任において直近の情勢や見通しを反映させた機動的かつ弾力的な見直しを果斷なく行うよう国に強く進言すること。
- 2 技能検定の効率的な実施のためには、貴県の権限において本協会が恒常に技能検定を行えるよう耐震化を終えた県有施設の一部を開放するなどして、屋内外用の検定会場を確保するとともに、技能検定に欠かせない設備・システムの導入及び検定機器の整備・調達を計画的に支援すること。
- 3 本協会においては、協力団体等からの要請を受けて、令和6年4月から技能検定委員及び補佐員にかかる報酬単価を平成21年度以来15年ぶりに引き上げた（技能検定委員：日額7千円⇒7千6百円、技能検定補佐員日額6千円⇒6千6百円）が、より円滑な単価改定が図られるよう財政的支援を確実に行うこと。
- 4 本協会費の予算編成のうち人件費補助分については、知事認可法人への人件費補助の主旨並びに職員の待遇改善及び労働条件の維持向上の観点から、シーリングの対象外とし、毎年度、県人勧アップ等による人件費増相当額を当然増経費として恒常に組み入れること。

以上